

令和7年度 社会福祉法人群星福祉会豊崎こども園

重要事項説明書

豊見城市公私連携幼保連携型認定こども園

令和7年4月～令和8年3月

1. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

社会福祉法人群星福祉会が設置する幼保連携型認定こども園豊崎こども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 運営主体（事業者の概要）

事業所の名称	社会福祉法人群星福祉会
事業所の所在地	豊見城市字豊崎1番389
事業所の連絡先・FAX	電話098-856-6432 FAX098-856-9718
代表者名	理事長 名嘉元 利保

(3) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園				
名称	幼保連携型認定こども園 豊崎こども園				
所在地	豊見城市字豊崎1番地1190				
連絡先	(電話番号) 098-851-3887 (FAX番号) 098-851-7467				
施設長氏名	名嘉元 克己				
開設年月日	平成31年4月1日				
利用定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	8人	8人	9人	25人
	2号	20人	20人	50人	90人
	合計	28人	28人	59人	115人

(4) 施設の運営方針

教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他の関係法令を遵守して運営する。

(5) 保育理念

- 子どもの育つ力を引き出す
- 保護者の子育て力を引き出す
- 地域や社会の子育て力を引き出す

(6) 保育目標

- ①よく考え自分を主張できる子（知）
- ②心身ともに健康で情緒の安定した子（体・心）
- ③友達を大切にし、思いやりのある子（徳）
- ④保育所・小学校・地域との連携を楽しむ子（意）

(7) 施設の概要

敷地	敷地全体	3 3 6 7. 0 0 m ²
	園庭	1 1 8 0. 0 0 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造1階建て
	建築面積	2 1 8 7. 7 9 m ²
	延床面積	1 3 5 1. 3 7 m ²

(8) 主な設備の概要

設備	部屋数6室
保育室	4室
遊戯室	1室
図書室	1室
事務室	1室

(9) 職員体制（令和7年 4月 1日 予定）

職種	員数	業務内容
施設長（園長）（常勤専従）	1人	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
副園長（常勤）	1人	園長を補佐し、その責任を分担する。また一般事務、会計事務を行う
主幹・副主幹保育教諭（常勤）	2人	園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。
保育教諭 （常勤及び常勤以外専従）	8人	教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
障がい児担当加配教諭	2人	
教育・保育補助	1人	教育・保育における補助業務を行う。
園医（嘱託）	1人	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園歯科医（嘱託）	1人	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園薬剤師（嘱託）	1人	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

※職員の配置については、条例で定める配置基準以上の人数とし、職員数は入所状況により、変動することがある。

(10) 教育・保育の提供日時

【1号・新2号認定子ども（教育標準時間認定）】

開 園 日	月曜日から金曜日まで		
教育時間	教育標準時間	8：30 ～ 14：00（昼食あり）	
預かり保育	早朝時間	7：30 ～ 8：30	保護者の就労等の理由 により利用可
	午後時間	14：00 ～ 18：30	
休園日（予定） ※小学校の教育日に準 じます	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日） 夏季、秋季、冬季、春季休業日（小学校の教育日に準じます）		
	上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認 め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日		

*入園式・・・令和7年4月1日（火）

*教育開始・・・令和7年4月8日（水）

*預かり保育については、別途費用が発生いたします。

【2号認定子ども（教育・保育認定）】

開 園 日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	月～金曜日	7：30 ～ 19：00
	土曜日	7：30 ～ 18：30
保育時間	保育標準時間	7：30 ～ 18：30（11時間）
	保育短時間	8：00 ～ 16：00（8時間）8時間以内で調整
	延長保育時間	18：30 ～ 19：00
休業日	日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）	
	年末年始（12月29日 ～ 1月3日）	
	上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日	

(11) 提供する特定教育・保育の内容

延長保育	18:30～19:00の30分実施（2号認定児のみ）
発達支援保育	発達支援保育の認定を受けている子どもや、配慮を要する子どもたちに適切な指導を行う。（※豊見城市発達支援保育審査会を受けている児に限る）
子育て支援事業	保育施設に入所していない子どもと、その保護者を対象に、遊びの場の提供や子育てに関する相談に応じ、必要な情報を提供する。（園庭開放等）
預かり保育	・幼稚園型・・・1号認定子どもにおいて、教育時間以外に保育を行う。
その他：運動遊び、リトミック、空手（5歳児）、英語遊び（5歳児）を提供する。	

(12) 利用料等

豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の20条(5)第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額、により以下の項目について徴収を行います。

			1号・新2号認定	2号認定(標準)	2号認定(短時間)
主食費		月額	1,000円		
副食費(おかず等)		月額	5,600円	7,500円	
延長保育	7:30～8:00	30分毎			200円
	16:00～19:00	30分毎			200円
	18:30～19:00	日額		200円	
		月額		2,000円	
預かり保育 (幼稚園型)	7:30～8:30	30分毎	200円		
	14:00～18:30	日額	450円(保育料) 50円(おやつ代)		
	8:30～18:30 土曜日、長期休業等	日額	450円(保育料) 330円(主・副食費) 50円(おやつ代)		
※アレルギー対応食はアレルギーの種類により対応できない場合があります。食事提供施設に確認が必要となります。 ※新2号認定は預かり保育料等への一部補助があります。(申請条件があります) ※1号・新2号認定の土曜預かりのご利用については、基本的には利用できませんが、急な業務や用事(法事等)、病院(通院等)などの際にはご利用いただけます。事前にご相談ください。					

<その他教育・保育の提供における便宜に要する費用>

写真代	・集合写真	約1,000円
アルバム代 (5歳児のみ)	・実費(希望者のみ)	約6,500円
新学期用品	・実費	約2,560～4,000円
教材費(消耗品費等)	3歳児 月額300円 4歳児 月額400円 5歳児 月額1,000円 ※絵本代含む	

(13) 支払方法

教育・保育に係る利用者負担額	口座振替
主食費	口座振替
給食費	口座振替
教材費	園に現金支払い
写真代・アルバム代・新学期用品	園に現金支払い
延長保育料	口座振替
預かり保育料	口座振替

(14) 主な年間行事予定

※内容や時期は変更する場合があります。

月	行事内容
4月	入園式、春の遠足、尿・蛭虫検査
5月	個人面談、交通安全教室、内科検診、歯科検診
6月	プール開き、保育参観
7月	1号児認定児夏休み（小学校に準じます）
8月	小学校図書館利用（5歳児）
9月	敬老お招き会（動画配信）
10月	運動会、尿検査、内科健診、歯科検診、ジャガイモ・タマネギ植え
11月	合同地震・津波避難訓練、
12月	生活発表会、お楽しみ遠足、1号認定児冬休み（小学校に準じます）
1月	新年の集い、ムービー作り、保育参観
2月	節分豆まき会、マラソン大会、オーガニック収穫祭
3月	卒園・終了遠足、ひな祭り会、オーガニックカレーパーティー、 園内ドッチボール大会、卒園式（5歳児）、1号認定児春休み（小学校に準じます。）

(15) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<利用の手続き・決定について>

【1号認定、新2号認定】

- 当園は、市から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから、当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- ①利用定員に空きがない場合
 - ②利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - ③当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
 - ④特別な配慮を利用する園児については、加配職員が採用されない場合
- 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の事項を考慮し選考を行い、園長が入園者を決定する。

- ①在園する児童
- ②豊崎こども園に兄弟姉妹が在籍する児童
- ③豊崎小学校区域に住所を有する児童

- 新2号認定については、支援法第30条の5第1項の規定により、市が認定した時。

【2号認定：標準・短時間】

- 2号認定子どもについては、支援法第42条の規定により。市が行った利用調整により当園利用が決定されたときはこれに応じる。
- 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

<退園・休園・利用の終了について>

- 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して施設長に願い出るものとする。
- 当園の利用2号認定子どもが、次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - ①「子ども・子育て支援法」に定める規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
 - ②支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき。
 - ③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

*保護者の離職等で2号を取り消すとき、1号に変更することもできる場合があります。
その際は、園へ問い合わせください。

(16) お薬の依頼について

こども園での与薬は、誤飲の恐れや職員が間違えて与薬をしてしまう恐れがありますので、ご家庭での与薬をお願い致します。

- ・病院の処方箋は出来るだけ朝晩に調合してもらえるようお願いします。(医者に相談したら大体は調合してもらえます。)
- ・やむを得ずお薬を持参される場合は、医者から「与薬に関する意見書」を記載してもらい、「与薬依頼書」(依頼日・病名・与薬時間)等の内容を記入し、登園の際に必ず上記の2つの書類を園へ提出お願いします。※提出されていない場合は与薬する事は出来ません。
- ・お薬を依頼する場合、登園時に必ず職員(受入れ)への手渡しをお願いします。連絡帳へ挟むなどの依頼はお受けできません。

(17) その他の留意事項

●告知・報告

保護者は、園児の安全かつ適切な教育・保育を確保し健全な発育を図るため、子どもの生育歴家庭環境、健康状態等、教育・保育上必要な事項を当園に告知するものとする。

併せて、保護者と当園は、園児の健全な発育を図るため、園児の日々の健康状態及び教育・保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めるものとする。入園後、保護者の家庭状況、職場や勤務体制等に変更があった場合には、速やかに当園及び、豊見城市へご連絡ください。

●教育・保育不可日

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、園児の保育を行わないことがある。

ア. 園児が法定予防接種の未接種等により、感染症に罹患し、またはそのおそれがあり、他の園児に感染するおそれがあるとき。

※感染症等の対応については、感染症対策ガイドライン(こども家庭庁)に準じます。

イ. 園児が病気等で健康を損ない、通常の教育・保育が困難であるとき。

※38.0℃以上の発熱がある際は、お迎えをお願いしています。

ウ. 災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

●不正行為等への対応

当園では、保護者が偽り、その他の不正な行為により施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知する。

(18) 緊急時における対応方法

●当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡を取るとともに、園医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

●教育・保育の提供により事故が生じた場合は、市保育こども園課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

●当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

●園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。(災害共済給付制度：日本スポーツ振興センター)

●保護者の職場が変更になった際は、必ず園に連絡ください。(緊急時に連絡がとれなくなる恐れがあります)

(19) 非常災害対策

防災管理者	名嘉元 美佐子
消防計画届出年月日	平成31年 4月 1日
避難訓練	毎月1度：火災、地震、津波等の避難訓練を実施
防災設備(火災・津波)	D P A S S 緊急地震速報専用受信機、消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	豊崎中学校屋上(津波広域訓練等)
緊急時の連絡手段	電話、コドモンアプリによる一斉メールでの情報提供

【暴風時における教育・保育の対応について】

●原則：暴風警報が発令され路線バスが運休決定の場合には休園です。

※暴風警報が発令され、小・中・高等学校が休校になった場合でも路線バスが運行している間は、就業等で、やむを得ない場合はお預かりいたします。(登降園時の安全には充分配慮をお願いします)

※朝7時までに暴風警報が発令された時は、昼食を提供できませんので**弁当持参**になります。

●暴風時の教育・保育については、当該時期において、改めてお知らせ致します。

(20) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	富永 加織	TEL：098-851-3887
相談・苦情解決責任者	名嘉元 克己	TEL：098-851-3887
第三者委員	城間 由美子	TEL：090-1943-4035
		(役職) 元公立幼稚園教頭
	吉嶺 繁子	TEL：090-8766-4851
		(役職) 専門学校講師

【要望・苦情等への対応方法】

●当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付、担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

●苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

●苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

【虐待防止のための措置】

●利用園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施する。

虐待防止責任者	富永 加織	TEL：098-851-3887
---------	-------	------------------

(21) 賠償責任保険の加入状況

賠償責任保険について、以下に加入する。

保険の種類	災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター)
保険の内容	死亡、後遺障害、疾病、負傷、入院、通院
保険金額	160円(沖縄単価)※参考(年度により異なります。)

(22) 個人情報の取り扱い

- 園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する。
- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学先の小学校との間で情報を共有する。
- 市が認定した副食費免除の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。
- 他のこども園・保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う。

(23) 業務の質の評価

- 当園は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善に努める。
 - 園の自己評価
保育教諭の自己評価を踏まえ、当園の教育・保育の内容等について自己評価を行う。
 - 外部評価
保護者へのアンケートを年1回行う。
 - 公表方法
玄関カウンターにて開示するように努める。

(24) 施設利用に関する事項

【施設敷地内禁止事項】

- 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- 当園において、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないこと。
- 関係者以外の無断立ち入りを禁止します。
- 行事等(運動会・発表会等)で許可された日以外での園児の写真・動画の撮影は禁止いたします。
(他児が映り込む等による肖像権等トラブル等回避の為)

【送迎等に関する事項】

- 登園、降園においては、必ず保護者が付き添ってください。(小学生だけの送迎は禁止です)
- 登園時において、感染症等の症状(発熱、目の充血、皮膚疾患等)が疑われる場合、他園児への感染防止の観点から病院での受診をお願いすることがあります。
- 駐車場の使用について、駐車場は小学校との取り決めにより、必ず駐車スペースへの駐車をお願いします。降車ゾーンへの駐停車は禁止となっております。また豊見城警察署の指示により、送迎の為、当園前の路上に駐停車する行為は、近隣住民のご迷惑となりますのでご遠慮ください。
- 16:00以降は、小学校の下校時間等と重なり、駐車場が大変込み合います。速やかな降園をお願いします。

【園庭開放について】

- 園庭開放の時間は祝日を除く月曜日から金曜日の 12:00～15:00 となっております。それ以外の時間帯は、園庭を使用できません(送迎時を含む)。※行事等で使用できない事もあります。
- 固定遊具以外の遊具を使用する際は、必ず了承を得てください。無断使用しないようお願いします。
- 園庭での事故・怪我等の未然防止の為、お子様から目を離さないでください。
- 事故防止の観点から園内の設備等保全作業(環境保全作業、遊具等メンテナンス作業)の時間帯 15:00～16:00 は、園庭の使用が禁止となります。

(27) 関係協力機関**【管轄する消防署】**

消防署名	豊見城消防署
所在地	豊見城市字高安 3 3 9 番地 1
電話番号	0 9 8 - 8 5 0 - 0 5 2 9

【管轄する警察署】

警察署名	豊見城警察署
所在地	豊見城市字瀬長 1 7 - 8
電話番号	0 9 8 - 8 5 0 - 0 1 1 0

【嘱託医】

医療機関の名称	みやぎ内科
医院長名	宮城 裕一
所在地	豊見城市字翁長 8 6 9
電話番号	0 9 8 - 9 8 8 - 6 1 0 0

【嘱託歯科医】

医療機関の名称	豊崎デンタルクリニック
医院長名	中地 昭雄
所在地	豊見城市字豊崎 1 - 4 2 3 オアシス ZERO 豊崎 1 F
電話番号	0 9 8 - 8 5 6 - 2 2 3 8

【嘱託薬剤師】

薬剤師名	平田 崇
所在地	糸満市潮平 7 0 6 - 7 (薬局 レモン薬局)
電話番号	0 9 8 - 9 9 5 - 0 0 2 3

欠食申請及び、登降園システム等について

1. 欠食申請について（1・2号共通）・・・食品ロス予防への取り組み

- ・同月内において旅行や帰省、病気等で5日以上連続してお休みする際は、前月の15日までに申請することで、翌月に相殺する形で給食費の調整を行います。「欠食申請書」の申請用紙（事務所）に記入し申し出てください。 ※1号認定児・・・1食250円 2号認定児・・・1食300円

・土曜日の欠食申請について（2号認定児のみ）

土曜日お休みする場合は、お休み日数分の給食費を翌月に、相殺致します。コドモンアプリにて「土曜欠食申請」のリンクを配布いたしますので、翌月の土曜のお休みの日付を○で囲んで、園に提出お願いします。毎月15日までに期日厳守での提出をお願いいたします。

※期日を過ぎた際は、対応できませんのでご注意願います。

2. 保育中の中抜け（習い事のため）申請について

保育中に習い事の為の中抜けは5歳児（でいご・さくら）のみとなっております。中抜けを行う際は、「誓約書」を提出ください。中抜け中（送迎時含む）は、保険（日本スポーツ振興センター災害共済）等の対象外となります。また中抜け中に園外等で起きた事件・事故等については、当園で対応致しかねますので、保護者の責任でご対応をお願いいたします。習い事等に関して、内容の変更（辞めた、曜日の変更等）があった際は、速やかに園へご報告ください。

3. 門扉（鍵）の施錠について

こども園では、不審者侵入予防、園児の飛び出し予防のために、令和元年度より門扉の鍵を3か所設置しています。毎年、園児が登園した後、保護者の方が鍵をかけ忘れて園児が外に出た「ヒヤリハット」事案が発生しています。保護者の方々には必ず3か所の鍵を施錠の確認をお願いします。

「門を出たら必ず後ろを振り向き、鍵を閉めたかどうか確かめましょう」

4. 登降園システムについて

- ・園児の登降園管理は「登降園管理システム」を導入して園児の登降園の管理しております。
また、登降園システムでは、延長保育料・預かり保育料と連動しておりますので、玄関前に設置した端末にて打刻をお願いします。

※打刻は必ず保護者が行い、打刻忘れ等のないようにお願いします。

- ・欠席等の届け申請は、原則として「登降園管理システム：コドモンアプリ」でお願い致します。

※やむを得ない場合は電話でも対応いたしますので、必ずご連絡下さいますようお願い致します。

※欠席等のご連絡が無い場合は、園よりご確認の連絡をする場合がありますのでご了承下さい。